

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月及び平成 4 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月から 46 年 8 月まで
② 昭和 62 年 4 月
③ 平成 4 年 4 月から同年 10 月まで

申立期間①については、私は、勤務先を退職後、国民年金の加入手続を行い、自宅が火災に遭った昭和 46 年 1 月までは親が、それ以降は私が国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間②及び③については、加入手続を行ってからは、大変な時でも国民年金保険料を納付してきた。

申立期間が未加入及び未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、いずれも短期間である上、申立人は、申立期間②及び③の前後の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間②及び③の前後において、申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化はうかがえない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 6 月に払い出され、オンライン記録によれば、申立人は、遡って 48 年 2 月 1 日付けで被保険者資格を取得しており、申立期間①は未加入期間となっていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続、国民年金保険料額及び納付場所等についての記憶が定かではない上、自宅が火災に遭うまで申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母も、納付についての記憶が定かではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月及び平成 4 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月1日から42年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を41年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から42年2月1日まで
② 昭和42年2月1日から同年6月1日まで
③ 昭和42年7月1日から43年9月1日まで

私は、昭和41年4月1日からA社B支社に勤務していたにもかかわらず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間①について、被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②及び③について、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与の額と大分相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社から提出された申立人に係る「履歴カード」により、申立人は、申立期間①において、臨時社員としてA社B支社に勤務していたことが確認できる。

また、昭和41年にA社B支社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者14人に照会したところ、13人は、自らが記憶している雇用された月と被保険者資格取得月が一致していると述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B支社において昭和41

年4月1日に被保険者資格を取得した申立人と同職種の同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、不明としているが、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得日は昭和42年2月1日と届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る41年4月から42年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③については、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額が、当該期間当時、A社B支社から支給されていた報酬月額と相違していると主張している。

しかしながら、申立人は、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、C社は、「保存期間経過のため、旧A社から賃金台帳等は承継されず、申立てどおりの届出を行ったかは不明である。」とし、D社B支社も、「当時の賃金台帳等の関連資料は無いが、申立人の申立てどおりの届出を行っていない。」としている上、同僚に照会しても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B支社において昭和41年6月から42年2月までに被保険者資格を取得した者と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額となっている状況は見受けられない。

さらに、申立人に係るオンライン記録について、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月28日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月頃まで

私は、昭和18年3月に尋常高等小学校を卒業し、同年4月にA社B工場に入社し、終戦の前後まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録には、資格喪失日が記載されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和18年4月にA社B工場に入社し、終戦の前後まで勤務していた。同郷で同じ寮の部屋に入居した同僚の2、3日前に帰郷した。」と述べているところ、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、「私は申立人と一緒に入社した。申立人の退職は昭和20年8月頃だと思う。」と述べている。

また、A社B工場の承継事業所であるC社では、「申立人が当社B工場に勤務していた具体的な期間は不明であるが、在籍していたことは確かである。」としている。

これらのことから、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務していたことが認められる。

一方、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人は、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得したことが記載されているが、資格喪失日は記載されていない。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人の前後に記載されている従業員150人のうち、申立人と同様に、資格取得日が昭和19年6月1日で、資格喪失日が記載されていない者が31人確認できるが、申立人を含め、これらの

従業員の資格喪失日が記載されていない理由について、年金事務所では不明であるとしており、社会保険事務所（当時）の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が名前を挙げた同僚の資格喪失日は、昭和 20 年 8 月 28 日となっていることが確認できる。

なお、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であるため厚生年金保険料の徴収は行われていない期間であり、被保険者期間に算入されない期間である。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 工場における資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 20 年 8 月 28 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿及び旧台帳における申立人の記録並びに同僚の記録から、40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和47年3月21日から56年11月30日まで、異動はあったものの、B社のグループ会社に継続して勤務した。

A社における厚生年金保険被保険者記録は、B社に異動した時期に1か月の空白が生じているが、継続して勤務していたことは間違いないので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答書により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、当時、総務事務を担当していた申立人の上司は、「B社のグループ会社内で月末に異動することは考え難い。」と述べているところ、オンライン記録において、申立期間の前後1年間に月末付けの異動に伴って資格取得及び資格喪失の手続を行ったとみられる記録は見当たらない一方、1日付けでA社からB社のグループ会社に異動したとみられる者は、二人確認でき、当該二人のA社における資格喪失日は1日となっていることから、申立人のA社における資格喪失日を、B社における資格取得日と同日の昭和50年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50

年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和50年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成7年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月31日から同年11月1日まで

私のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年10月31日となっているが、私は同日まで同社同支店に勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細票、A社B支店から提出された「平成7年分給与所得の源泉徴収票」及び「回答書」、同社同支店が加入しているC年金基金の「回答書」により、申立人は、申立期間において、同社同支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細票の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社B支店における平成7年9月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したとしているものの、申立人の資格喪失日を誤って平成7年10月31日と届け出たとしており、また、事業主が、資格喪失日を同年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年頃から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年頃から 61 年 3 月まで

私は、付加年金制度があることを知り、昭和 55 年頃に、付加年金の加入
手続を行った。近所の金融機関で定額保険料と 200 円の付加保険料を一緒
に納付していたにもかかわらず、付加保険料は納付した記録になっておら
ず、納得できない。

調査の上、申立期間を付加保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加年金の加入手続の時期を昭和 55 年頃とし、加入手続を行っ
た場所を記憶しておらず、また、当時 400 円であった付加保険料を 200 円で
あったと説明するなど、金額についての記憶も曖昧である。

また、申立人が昭和 59 年に転入した A 市では、被保険者ごとに毎月の国民
年金保険料の納付額及び年度内の累計納付額を記載した「国民年金保険料検
認報告表（総括表）」を作成しており、同報告表に記載されている申立人の
国民年金保険料の納付額は定額保険料のみの金額で、付加保険料は納付され
ていなかったことが確認できる上、オンライン記録においても、申立人が申
立期間を含む国民年金加入期間中に付加年金に加入し、付加保険料を納付し
た記録は確認できない。

さらに、付加年金に加入した場合、定額保険料と付加保険料を合わせた金
額を記載した 1 枚の納付書により国民年金保険料を納付することとされてい
るが、定額保険料の納付記録が適正に記録されているにもかかわらず、付加
保険料の納付記録のみが長期間にわたって欠落することは考え難い上、申立
人が申立期間に居住していた A 市と B 市の両市において、付加保険料の記録
が欠落することは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 764

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月
私の国民年金保険料については、母が納付していた。申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は、国民年金保険料の納付場所、納付金額及び納付時期等に関する記憶が定かではなく、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡も見当たらない。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から 17 年 12 月 30 日まで
申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額が、A社から支給されていた給与額と相違しているので、実際の給与額（22 万円から 23 万円）に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立期間当時、A社から支給されていた報酬月額と相違しており、実際の給与額はもっと高かったと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、A社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成 11 年から 15 年分）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、A社の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険料については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく金額を給与から控除していたはずである。」と述べている上、同社が保管する申立人に係る「平成 17 年分所得税源泉徴収簿」によれば、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
② 昭和 52 年 5 月 20 日から 58 年 8 月頃まで

申立期間①について、私は、A社のB職種として在籍していた。

申立期間②について、私は、昭和 52 年 5 月 20 日から 58 年 8 月頃まで、C社に勤務していた。

申立期間①及び②について、それぞれ厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された申立人に係るB職種名簿により、申立人は、昭和 43 年 3 月 6 日に入社し、44 年 4 月 25 日に退社したことが確認できる。

しかしながら、A社では、「昭和 33 年 12 月 20 日から 60 年 6 月 30 日までの期間については、事務職を除くB職種等は厚生年金保険に加入させていないため、当時、B職種であった申立人については厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」としている。

また、申立人は、「同期にD氏というB職種がいた。」と述べているところ、当該D氏に係る厚生年金保険被保険者記録も見当たらない。

さらに、A社が昭和 33 年 9 月から加入しているE健康保険組合に照会したところ、申立人の健康保険の被保険者資格得喪年月日を確認できる資料は無い旨の回答があった。

申立期間②については、同僚及び業務内容についての申立人の具体的な記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社については、適用事業所名簿及びオンライン記録において、該当する厚生年金保険の適用事業所名は見当たらない上、同社の所在地を管轄する法務局に照会しても、同社に係る商業登記簿謄本も見当たらないことから、事業所を特定することができなかった。

また、オンライン記録によれば、申立人が記憶しているC社の事業主及び総責任者は既に亡くなっていることから、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、当該総責任者の申立期間②における被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録は無い上、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間を含む昭和 28 年 10 月 1 日から 34 年 2 月 28 日まで A 社 (現在は、B 社) に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載された被保険者期間 (資格取得日 : 昭和 28 年 10 月 1 日、資格喪失日 : 29 年 4 月 1 日) は、オンライン記録と一致しており、遡って被保険者期間が訂正された形跡は見当たらない。

また、厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の妻が記憶している同僚を含め、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚 8 人は、申立人と同日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、このうち連絡が取れた一人は、「申立人を知っている。私も申立期間に継続して勤務していたが、その期間は被保険者となっていない。」と述べている。

さらに、B 社では、当時の関係資料が無く詳細は不明であるとしている上、当時の責任者及び経理担当者は既に亡くなっているほか、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても、申立人のものとみられる未統合記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 56 年 6 月頃まで

私は、申立期間において、A社又は同社が名称変更したB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社又は同社が名称変更したB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立期間より前の昭和 45 年 12 月 16 日にB社に名称変更していることが確認できるところ、同社の元事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等関係資料は保管していないため、申立人の勤務期間及び申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明である。」としている。

また、申立人が記憶している同僚 3 人中連絡先が判明した 2 人に照会を行ったものの回答が得られない上、申立期間においてB社の被保険者となっている 14 人に照会したところ、回答のあった 8 人中 2 人は、申立人が申立期間において同社の正社員であるとは認識していなかった旨を述べており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつたことに加え、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

さらに、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月までの間及び 56 年 4 月から同年 6 月までの間の国民年金保険料を現年度納付し、53 年 4 月から 56 年 3 月までは申請免除を行っていることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に

において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。